

箱いこクーポン券事業に係る取扱店舗事前募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する町内経済を活性化し、落ち込んでいる町内消費の早期回復を目指すことを目的に、今後「箱いこクーポン券事業」を実施するにあたり、事前に取扱店舗を募集します。

1 事業の概要

- (1) クーポン券の名称 箱いこクーポン券2021
- (2) 発 行 者 箱根町
- (3) 購入対象者 町外に住所を有する方（観光客を想定）
- (4) 販売（予定）総額 40,000,000円
(利用（予定）総額 50,000,000円)
- (5) 販売（予定）価格 1セット 8,000円（500円×20枚綴）
- (6) 販売（予定）数量 5,000セット（抽選方式）
- (7) 購 入 限 度 1人あたり2セットまで
- (8) 販 売 期 間 未定（緊急事態宣言の発出状況による）
- (9) 利 用 期 間 最大6か月（新型コロナの感染拡大状況による）

※ 販売期間及び利用期間については、決定次第改めてお知らせいたします。

2 クーポン券の利用範囲

次に掲げる物品および役務の提供については、クーポン券の利用はできません。

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課
- ⑥その他公序良俗に反するものおよび町長が箱いこクーポン券の利用を不相当と認めるもの

※ 注意事項

- クーポン券の額面以下の利用であってもつり銭は支払わないでください。
- クーポン券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。
- 宿泊費に利用の際は、「箱ぴたサンクスクーポン」との併用可能です。

4 クーポン券取扱店舗

(1) 対象事業者

箱根町内に店舗を有する事業者等（箱根町内店舗のみの扱い）で、クーポン券の利用開始日までに感染防止対策が実施している事業者等

(2) 対象外事業者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ウ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

5 クーポン券取扱店舗の登録

(1) 申込期間及び受付時間

令和3年7月中旬まで

(土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 7月中旬に申込み、登録された事業者は、クーポン券購入者に送付する予定のクーポン券取扱店舗一覧に掲載予定です。

※ 上記期間以降においても登録受付は行いますが、当初配布予定のクーポン券取扱店舗一覧には掲載されない可能性がありますのであらかじめご了承ください。
(特設ホームページで随時反映予定)

(2) 申込方法

登録申込書兼同意書に必要事項を記入のうえ、原則、郵送または電子メール・FAXにて町観光課に提出してください。(新規登録事業者は郵送のみ)

※最寄りの出張所への提出も可能です。

ア 郵送の場合：箱根町役場観光課観光係（〒250-0398 箱根町湯本 256）

イ メール送信の場合：web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

ウ FAXの場合：0460-85-6815（役場観光課）

エ 持参の場合：最寄りの出張所

※ 登録申込書兼同意書は、町観光課もしくは最寄りの出張所で配布しています。
また、町ホームページ「申請書ダウンロード」から取得することができます。

(3) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

6 クーポン券の換金方法

(1) 換金につきましては随時受け付け予定です。取り扱ったクーポン券及び請求書を観光課又は出張所に提出してください。なお、**郵送による提出はできません**ので必ずご持参ください。

(2) 取り扱ったクーポン券を提出する際、窓口にて相互に枚数を確認した後、受領書を発行しますので、指定の口座に振り込まれるまで必ず保管してください。

(3) 提出されたクーポン券を町観光課で確認した後、登録店舗から指定された口座に振り込みます。

(4) **換金請求期間は未定です。**

※ 換金方法等詳細については、取扱店舗の登録決定後、改めて通知します。

7 クーポン券取扱店舗の遵守事項について

(1) クーポン券取扱事業者であることを明示するため、町が別途配布する認定ステッカーを店舗内の分かりやすい場所に必ず掲示して下さい。

※昨年度実施した、同クーポンのステッカーとは配色が異なりますので、必ず新しいステッカーを掲示して下さい。

(2) クーポン券の不正使用(偽造等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに町観光課に連絡してください。

8 クーポン券取扱店舗の登録の取消しについて

(1) 本要項に反する行為を行った場合は、クーポン券取扱店舗の登録を取消します。

(2) 店舗登録後、閉店等の事情により取扱店舗の取り消しが必要となった場合は、必ず町観光課へご連絡ください。

9 本事業の実施について

本事業については、本年度実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止することもありますので、あらかじめご了承ください。

(照会先)

箱根町企画観光部観光課観光係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

電話：0460-85-7410

FAX：0460-85-6815

Mail：web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp